

令和 7 年 9 月 10 日
奈良県広域水道企業団

宇陀市 北部浄水場系給水地区の水質基準超過(クロロホルム)について

下記の通り、北部浄水場系給水地区の水道水において、クロロホルムが国の定めた水質基準値(0.06 mg/L)を超える濃度(0.064 mg/L)で検出されました。この濃度は、小児が 1 か月間飲み続けても健康に影響がないとされる濃度(亜急性参照値:0.7 mg/L)を下回っており、飲用頂いても直ちに健康に影響があるわけではありませんが、ご心配な方は念のため飲用をお控えください。

対象地区のお客様にはご心配をおかけし深くお詫びするとともに、再発防止に努めてまいります。

記

1. 発生地域

北部浄水場配水エリア(宇陀市室生上笠間地区の一部、室生下笠間地区、室生小原地区、室生深野地区、室生向湊地区の一部)

影響戸数:最大約 320 戸

2. 事案の概要

令和 7 年 9 月 9 日(火)、水道水の定期水質検査において、9 月 1 日に採水した水道水が水質基準値を超過していることが判明。

(1) 浄水場

北部浄水場(宇陀市室生上笠間)

(2) 水質基準を超過した項目

クロロホルム 測定値 0.064 mg/L (水質基準値 0.06 mg/L)

(3) 採水日

9 月 1 日(月)

(4) 対応

配水池および水道管内の水の入れ替え作業を実施済み

3. 発生の原因と再発防止策

クロロホルムは、水道水の原水に含まれる有機物と消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムが反応して生成される物質です。水道原水の水質悪化や配水過程での濃度上昇が原因と推測されます。

ただちに、配水池および水道管内の水の入れ替え作業を実施しました。再度水質検査を実施する予定です。

引き続き、原因の詳細を調査するとともに、その再発防止策を講じてまいります。

お問い合わせ先
奈良県広域水道企業団 宇陀事務所
電話番号:0745-82-2185